

第3 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

(第11条)

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は、次によるものである。

なお、タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵については、11「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵」によるものである。

1 仮貯蔵等の反復の制限

法定期間（10日）終了後、反復して仮貯蔵等は認められないものである。ただし、やむを得ない事由により同一場所で仮貯蔵等を反復する必要が生じた場合は、この限りでない。

なお、やむを得ない事由の例としては、次によるものがある。

- (1) 工事現場、埠頭等の特殊な場所におけるとき
- (2) 事故による緊急措置等やむを得ないとき
- (3) その他正当な理由があるとき

2 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行うときは、次によるものである。

- (1) 次に掲げる危険物の仮貯蔵等は、承認してはならない。ただし、コンテナ内において貯蔵する場合で安全が確認されるとき、又は危険物の性状に応じて遮光、防水等危険防止のための有効な措置が講じられているときはこの限りでない。
 - ア 第1類の危険物のうち、無機過酸化物又はこれを含有するもの
 - イ 第2類の危険物のうち、鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの
 - ウ 第3類の危険物
 - エ 第4類の危険物のうち、特殊引火物
 - オ 第5類の危険物
- (2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所とする。
- (3) 仮貯蔵等を行う場所は、湿潤でなく、排水及び通風の良い場所とする。
- (4) 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、さく等を設けて他の部分と明確に区分し、危政令第16条第1項第4号に定める保有空地の幅以上の空地を確保しなければならない。ただし、防火壁等の火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

3 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行うときは、次によるものである。

第3 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

- (1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、耐火構造又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室（ボックスを含む。）とする。
- (2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分する。ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書で定める場合においては、当該規定を準用する。
- (3) 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にすることに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分して仮貯蔵等をする。ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書で定める場合においては、当該規定を準用する。
- (4) 電気設備を設けるときは、電気工作物に係る法令の規定による。

4 仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等の基準は、危政令第24条、第25条、第26条及び第27条に定める技術上の基準を準用する。

5 消火設備

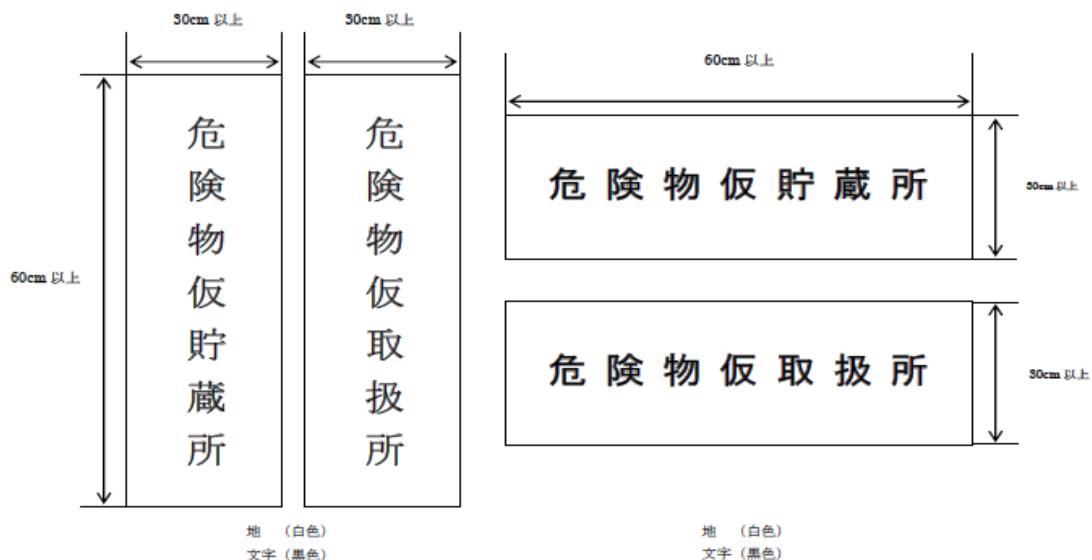
仮貯蔵等の消火設備の技術上の基準は、危政令第20条の規定を準用し、第4種又は第5種の消火設備を設置する。

6 標識、掲示板

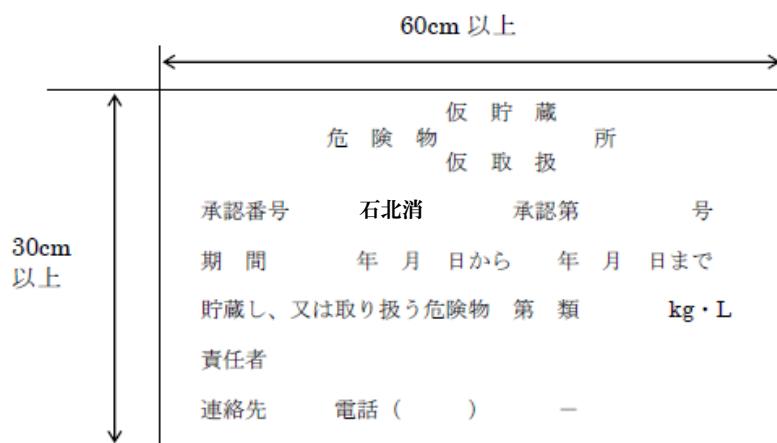
仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識及び組合危規則第2条第3項に定める掲示板並びに危険物の性質に応じた注意事項を記載した掲示板を掲示する。

なお、標識は危省令第17条第1項の基準を、危険物の性質に応じた注意事項を記載した掲示板は危省令第18条第1項の基準を準用する。

第3 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

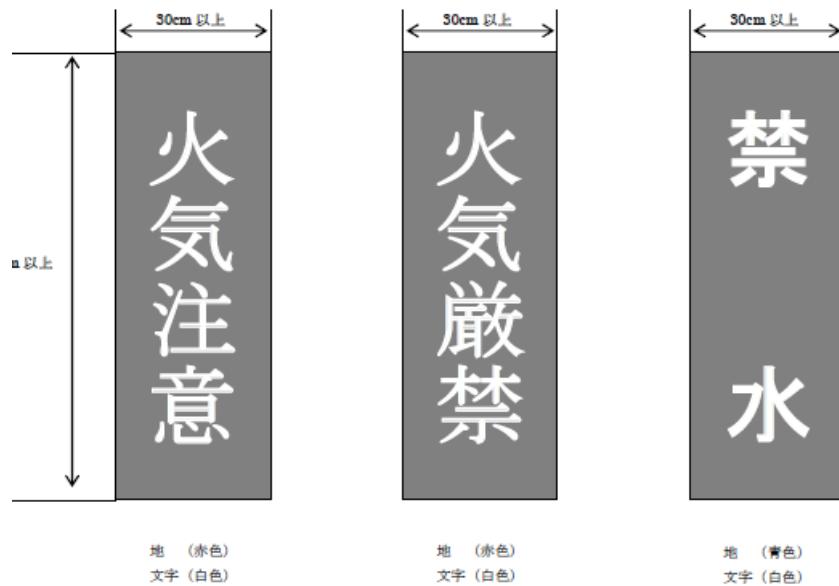


標識の例



備考：地は白色とし、文字は黒色とする。

組合危規則で規定する掲示板



掲示板の例

7 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等における危険物の取扱いに際しては、当該危険物を取扱うことのできる危険物取扱者が立会うものとする。

8 申請

同一の場所において、仮貯蔵と仮取扱いが同時に行われる場合の申請は、これを一括して1件の申請とすることができます。

- (1) 仮貯蔵等が数箇所に分散して行われる場合の申請は、原則として個々の申請とする。ただし、複数の仮貯蔵等が同一敷地内であり、かつ、その態様、規模及び位置等を勘案し、十分な管理監督できる範囲内であると認められる場合は、これらを一括して1件の申請とすることができます。

9 地下貯蔵タンク等の定期点検に伴う危険物の抜き取り等

(1) 地下タンク貯蔵所

定期点検に伴い、地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は仮取扱いの承認を、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は仮貯蔵の承認を要する。

(2) 製造所又は取扱所

定期点検に伴い、製造所又は取扱所の地下タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合又は当該製造所又は取扱所の敷地内（消防法上の規制対象範囲内に限る。）に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵等の承認を要しない。ただし、当該製造所又は取扱所以外に抜き取った危険物を一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認が必要である。

10 仮貯蔵、仮取扱い承認の取消し

次に該当する場合は、仮貯蔵、仮取扱いの承認を取り消すことができる。

- (1) 仮貯蔵、仮取扱い承認を受けた後、貯蔵取扱方法等が変わり火災予防上支障があると認められたとき
- (2) 仮貯蔵、仮取扱いをする場所の周辺の状況が変わり、火災予防上支障があると認めたとき

11 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵【平4.6.18 消防危第52号】

(1) 申請

ア 申請者が同一であり、かつ、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、1件の申請とすることができます。

イ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載したものとする。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

前記(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した

ウ 原則として、仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない。

ただし、次の場合はやむを得ない事由によるものとして、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できる。

(ア) 台風、地震等の自然災害

(イ) 事故等による船舶の入出港の遅れ

(ウ) 鉄道の不通等

(エ) 寄港予定の船舶の変更【平6.7.29 消防危第66号】

(オ) 品質不良等による製品の納入不能等による船舶の入出港の遅れ【平6.7.29 消防危第66号】

エ 次の場合は、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しない。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積込むために、桟橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

第3 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

(2) 技術上の基準等

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所とする。
- b 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有する必要がある。ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な屏を設けることにより、消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。
- c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示するものとする。

(イ) 標識及び掲示板

前記6の例による。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設ける。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じる。
- b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かない。
- c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しない。
- d タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6メートル以下とする。
- e タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設ける。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とする。
- b 前記aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。

(イ) その他

前記ア ((ア) を除く。) の例による。